

# インターネットバンキング Q&A

インターネットを利用して金融機関に振り込みや支払いなどができるインターネットバンキング。詳しく知りたいという人のために、よくある質問にお答えします。

## Q 利用するには？

A パソコンや携帯電話で利用できます。金融機関での利用登録（契約）とペイジーマークのある納付書が必要です。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。



## Q どの金融機関が利用できるの？

A 前橋市税取扱金融機関が利用できます。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

## Q 納付できる税金や料金は？

A 個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税、事業所税、介護保険料、保育所（園）保育料、市営住宅使用料、母子寡婦福祉資金償還金です。手数料はかかりません。

## Q 領収証書は発行されますか？

A 発行されません。領収証書が必要な場合は金融機関やゆうちょ銀行（郵便局）かコンビニで納付してください。

## 中学生が一生懸命考えました 税の作文を展示

問い合わせは 収納課 ☎ 898-5849

税の仕組みなどを考え、理解を深めるため、中学生の作文を展示します。

期日＝①11月6日(火)～16日(金)②11月13日(火)～26日(月)

会場＝①は市役所1階市民ロビー②は県庁32階展望ホール

とができます。また、無料ソフト「PCdesk」で簡単に申告書を作成できます。詳しくはエルタックスホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

**■特別徴収の手続きを忘れずに**  
給与から所得税を源泉徴収している事業者は、個人市県民税を特別徴収することが義務付けられています。実施していない事業者は手続きを行

ってください。

特別徴収は所得税の源泉徴収とは異なり、税額計算や年末調整は必要ありません。従業員が住んでいる市区町村から通知される1年間に差し引く税額を、12回に分けて給料から天引きします。これにより従業員の方にとつては、1回当たりの負担が軽くなることや金融機関などへ出向く手間がなくなるなどのメリットがあります。

# これからも納期内納付をお願いします みんなの明日を支える市税

11月11日(日)から17日(土)は「税を考える週間」。市税は身の回りの福祉や教育、都市整備など、さまざまな公共サービスに活用されています。これが納付されないと、サービスに支障を来たしてしまいます。この機会に市税の大切さを考え、これからも納期内納付にご協力をお願いします。

問い合わせ 1・2については 収納課 ☎ 898-5857  
3については 市民税課 ☎ 898-6206

## 1 市税から生まれる メリット

皆さんのご理解とご協力により、本市における市税の収納率は全国的に見て非常に高い水準にあります。

安定して財源を確保できると、「小中学校に3人以上の子どもが通う世帯は3人目以降の給食費が無料」「がん検診などの無料化」といった多くのメリットが、皆さんに生まれます。このように、市税は子育て環境の充実や健康維持のサービス向上など、皆さんの身近なところで使われています。

## 2 納付しやすい 環境づくり

納税意識の高い皆さんのおかげで、本市の収納率は全国の中核市でトップになりました。これからも市税を納付しやすい環境づくりを積極的に進めていきます。

**■口座振替が便利です**  
市税の納付には口座振替が便利です。一度申し込むと毎年自動的に引き落とされるので、納付の手間を省くことができ、納期限を気にする必要

## 3 事業者への 便利な情報

**■事業者の味方エルタックス**  
事業者が市税の申告や申請、届け出を行う際に便利なのが、インターネットで手続きできるエルタックス。市役所を訪れたり書類を郵送したりする手間が省けるほか、複数の自治体への申告を一度に行うこ

がなくなり、申し込み方法など詳しくは問い合わせください。

## ■納付方法が充実

本市では、銀行窓口やコンビニ、ゆうちょ銀行（郵便局）はもちろん、ペイジー対応のATMでも納付ができるほか、24時間どこでも納付できる便利なインターネットバンキングも利用できます。

## ■休日納税相談窓口を開設

「市税について相談したいけれど、平日は市役所に行けない」。そんな人のために、毎月第3日曜に休日納税相談窓口を開いています。

## ●11月の納税相談

日時＝11月18日(日)午前8時30分～午後4時  
会場＝市役所収納課

## 土地や家屋の固定資産税 手続きを 忘れずに

土地や家屋などの固定資産について、変更があった場合は手続きを行ってください。

## ■家屋を新増築した

ことし1月2日以降に新増築した家屋は、来年度から固定資産税の課税対象に。家屋の評価額を算定するため、市職員が調査に伺います。事前に連絡しますので、都合の良い日時を伝えてください。

また、新増築に伴い取り壊した家屋がある場合は、調査時に申し出てください。

問い合わせは

資産税課 ☎ 898-6218  
富士見地区については  
富士見支所 ☎ 288-1945

## ■土地の利用を変更した

土地の利用状況が変わると、住宅用地特例適用の面積に変更が生じることがあります。次に該当する土地の所有者は、住宅用地異動申告書を市役所資産税課へ提出してください。

①店舗などを住宅に改造し、

住宅用地にした②住宅を店舗などに改造し、住宅用地でなくした③店舗などとの併用住宅で、居住部分とそれ以外の部分の床面積を変更した④廃業などに伴い工場・店舗などの事業用家屋を住宅用の物置などに変更した（住宅と同一の敷地内で事業用物品などを撤去した家屋に限る）⑤住宅用地を広げ隣接する宅地を利用し始めた⑥住宅用地の一部を貸し駐車場にした。または貸し駐車場部分を廃止した。

問い合わせは

資産税課 ☎ 898-6217

## ■納税義務者が市外に

固定資産税の納税義務者が市内に住所や事務所を有しない場合や市外・海外へ転出した場合には、納税義務者に代わり納税通知書の受領や納税に関する手続きを行う納税代理人を申告してください。手続きは市役所資産税課か大胡・宮城・粕川・富士見支所で行ってください。

問い合わせは

資産税課 ☎ 898-6216